

保護者の方々へ

滑川高校事務室

令和6年能登半島地震に係る授業料等の減免及び  
奨学のための給付金（家計急変給付）について

令和6年能登半島地震により住家が被害を受けた県内市町村に住所を有する世帯の生徒に係る授業料、入学料の減免に関する特例措置が以下のとおり定められました。詳細については、事務室までご連絡ください。

対象：県内市町村に住所を有し、令和6年能登半島地震により、住家の全壊、全焼、半壊又は半焼の被害を受けた世帯の生徒

※住家は、令和6年能登半島地震までに生徒の世帯が居住している家屋とする。

減免の区分等

授業料等の減免の区分及び期間は、次のとおりとする。

区 分	授業料及び受講料		入学料	
	減免区分	減免期間	減免区分	減免期間
住家の全壊、全焼、半壊又は半焼	全額免除	令和6年1月分から 令和6年12月分まで	全額免除	授業料及び受講料と同じ

併せて、奨学のための給付金（家計急変給付）の支給対象理由の中には自然災害によるものも含まれておりますので別紙リーフレットをご確認ください。

問合せ先

富山県立滑川高等学校事務室

電話 076-475-0164